兵庫地方労働審議会

第１回兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会

議事録

令和７年５月９日（金） ９時 57 分～12 時 38 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	今井委員、梅野委員、岡崎委員
家内労働者委員	中西委員、三村委員
委託者委員	神木委員、谷口委員、鷲尾委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官 村田労働基準監督官
（１）部会長及び部会長代理の選出について （２）兵庫地方労働審議会兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会運営規程について （３）令和６年度兵庫県靴下製造業家内労働実態調査結果について （４）兵庫県靴下製造業最低工賃に係る改正諮問について （５）兵庫県靴下製造業に係る最低工賃の改正決定について （６）その他	
議　事　内　容	

○安積賃金室長

皆様お揃いですので、ただ今から、兵庫地方労働審議会第１回兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会を開会させていただきます。

本日は、森田委員が御欠席ですが、地方労働審議会令第８条第１項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

本日は、第１回目の専門部会となりますので、このあとの部会長が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきます。

まず、本日の専門部会につきましては、兵庫地方労働審議会及び家内労働部会と同様に公開としておりましたが、傍聴の申し込みはありませんでしたので御報告いたします。

それでは、議題に入らせていただきます。まず、議題（１）「部会長及び部会長代理の選出について」です。

お配りしております、兵庫地方労働審議会の第１回同専門部会資料と題した審議会

資料の１頁目を御覧下さい。
　まず、こちらが専門部会委員名簿となります。兵庫地方労働審議会会長の指名により、兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会の委員に御就任いただいております。この委員の中から、最低工賃専門部会の部会長及び、部会長代理を選出していただく必要がございます。
　別にお配りしてあります、家内労働関係法規という資料の 23 頁を御覧下さい。
　こちらは、地方労働審議会令になりますが、第６条第４項に定めるところによりまして、「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員または臨時委員のうちから、当該部会に属する委員および臨時委員が選挙する。」とされています。また、部会長代理の選出につきましては、同第６条第６項に、「部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。」こととなっております。
　兵庫地方労働審議会の慣行では、まず、公益代表委員の皆様の御相談等により部会長及び部会長代理の候補者を御推薦していただき、その後、御推薦いただいた委員を、この専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、当部会の選出につきましても同様に選出させていただいてよろしいでしょうか。

○各委員
（異議なし）

○安積賃金室長
　それでは、公益委員の方から部会長及び部会長代理の御推薦をお願いいたします。

○岡崎委員
　部会長に今井委員、部会長代理に梅野委員を推薦いたします。

○安積賃金室長
　ただいま御推薦いただきましたとおり、部会長に今井委員、部会長代理に梅野委員とのことでありますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

○各委員
（異議なし）

○安積賃金室長
　御異議なしということでしたので、部会長に今井委員、部会長代理に梅野委員が選出されたものとして確認いたします。
　それでは、この後の専門部会の議事進行につきましては、今井部会長にお願いいたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〇今井部会長
部会長に選出されました今井です。慎重審議かつ円滑な審議に務めて参りたいと思いますので、部会委員の皆様には御理解、御協力の程よろしくお願いいたします。
それでは、まず、この専門部会の議事録の内容を確認していただく委員を指名したいと思います。
当専門部会の議事録確認については、公益側、家内労働者側、委託者側のそれぞれを代表する委員各１名が確認することとしたいと思います。
公益側としては、私が議事録確認を行うこととしたいと思います。
では、家内労働者側の委員はどなたにされますか。

〇中西委員
中西でお願いします。

〇今井部会長
はい、ありがとうございます。中西委員でお願いいたします。
次に、委託者側は、どなたにされますか。

〇谷口委員
谷口でお願いします。

〇今井部会長
それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は、私と中西委員、谷口委員といたします。
また、この確認を行う委員が欠席された場合は適宜、代わりの委員を指名させていただくことにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〇各委員
(異議なし)

〇今井部会長
それでは、議題（２）の審議に入ります。部会の運営について、事務局から御説明をお願いいたします。

〇安積賃金室長
はい、事務局から御説明させていただきます。
お配りしております兵庫地方労働審議会専門部会資料と題した部会資料の４頁目を御覧下さい。
こちらは現在の、兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会運営規程となります。１番下

の附則のところに表記されていますように平成 16 年 11 月 25 日の改定が最後となっております。

　そのため、事務局におきまして、本審である兵庫地方労働審議会の運営規程との整合性を確認して、当該運営規程の改正案を、審議資料５頁目に資料４として添付させていただいております。

　主な変更内容といたしましては、各条文上に括弧書きでタイトルを付し、さらに会議の招集やテレビ会議等での開催、会議の公開、議事録の取り扱い等について追加しております。

　一度、御審議いただきまして、この通り改正して良いということになりましたら、その改正を行いたいと思っております。

　よろしく、御審議をお願いいたします。

○今井部会長

　事務局から、最低工賃専門部会運営規程についての改正についての御提案をいただきました。

　このとおり、改正してよろしいかどうかの御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○各委員

(異議なし)

○今井部会長

　委員の皆様の同意が得られましたので、この専門部会の運営規程については、事務局案のとおり本日付けで改訂することといたします。

　続いて、議題（３）実態調査結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

　（部会資料５、６、７、９、10 及び 11 を説明。）

　説明は以上となります。

○今井部会長

　事務局から、議題（３）についての御説明をいただきました。

　何か御質問等はございますでしょうか。

○谷口委員

　それでは私、委託者委員の谷口から質問させていただきます。資料 10 頁の「生産数量全国シェア（兵庫県)」というグラフをみると、兵庫県のシェアが令和３年から令和５年にかけて、急激に５％くらいシェアが伸びていますが、これは相対的なものなの

で全国的に他が急激に落ち込んで兵庫県が変わらなかったという意味でしょうか。他の生産金額とか生産数量をみると兵庫県のデータはそんなに変わりがないので、相対的にそうなったのかなと思われるのですが、何か要因を御存知であれば教えていただきたいです。

○安積賃金室長
　事務局としましては、全国の生産が落ちている中で、兵庫県の靴下製造業が比較的高単価の商品として製造され、非常に御尽力いただいた結果、兵庫県のシェアが上がっているのかなと思っております。

○谷口委員
　県の生産数量や全国の生産数量もあまり変わっていない中で、急激に５％も上がる要因が何なのかなと思っております。

○神木委員
　奈良と兵庫を比べまして、生産数量の減り具合というのは大体比率的には同じなのですが、兵庫の方は小規模な事業場の生産数量が減っているものの、大手では何とか持ち応えているところがあるので、そういう意味で生産数量に関してはあまり落ちてないためこのような統計になったものと思います。

○鷲尾委員
　付け加えると靴下だけではなくて、この統計にはパンティストッキングが入っています。だから、平成や令和３年辺りから廃業があったことや、大手のメーカー等では、パンティストッキングは海外で100%生産し、国内生産が０%になったということで、トータルの国内での製造数が我々とは違う分野であるパンティストッキングが大幅に落ちたというのはニュースとして聞いているくらいでデータとして私は持っていないのですけれど、そのような中で生産数が変わらない兵庫県のシェアがこの段階で急激に上がったのではないかと、私の想像の域ではありますがそのように考えられると思います。

○岡本労働基準部長
　コロナの時期ではありますけど、他の都道府県が落ちて、相対的に兵庫が上がったということでしょうか。

○谷口委員
　そうするとやはり奈良県は家内労働に依存するウェイトが兵庫県よりは高いということなのですか。

○神木委員
いえ、その辺りはやはり同じだと思います。

○谷口委員
母数が多いと廃業される方も年齢的に多いでしょうか。

○神木委員
先ほど、鷲尾委員が言われたように、奈良県にしても、ある程度こういう傾向は出ていると思います。逆に、九州の某県のパンストをやっているようなところは、一気にガクッと落ちているというところがあると思います。

○鷲尾委員
ある大手さんが全部辞めてますね。

○谷口委員
すみません、ありがとうございました。

○鷲尾委員
それと付け加えるなら、兵庫県は全国的にみても割合として紳士靴下に特化している傾向があって、紳士靴下の根強い部分がこういう数字に反映されていて、物凄く落ちては来ていますけれども、まだ、頑張っている部分、底堅い部分があるのだと思います。

○今井部会長
ありがとうございます。他に、特に御質問等ございませんでしょうか。

○各委員
（特になし）

○今井部会長
そうしましたら、続いて議題（４）改正諮問について、事務局から御説明をお願いいたします。

○安積賃金室長
では続きまして、同じ資料の 55 頁を御覧下さい。
こちらは、令和７年２月７日に開催いたしました、兵庫地方労働審議会家内労働部会におきまして、兵庫県靴下製造業最低工賃について、改正決定の必要性があるとの結論をいただきましたので、２月 18 日の地方労働審議会に、同部会の報告を行なった

ものとなっております。
続きまして、56 頁を御覧下さい。
これは、兵庫労働局長から本審会長に諮問を行った際の写しとなります。
なお、家内労働法第 21 条第 1 項に、「審議会は最低工賃の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されており、2 月 18 日に開催されました兵庫地方労働審議会本審におきまして、靴下製造業の最低工賃については、その専門部会の場で審議することと、その審議結果を本審での議決とすることを確認していただいております。
以上のことから、最低工賃専門部会を設置し、本日、第 1 回目の専門部会を開催していただいたということでございます。
事務局からの説明は以上となります。

○今井部会長
今の御説明について、何か御質問等ございますでしょうか。

○各委員
（特になし）

○今井部会長
それでは、特に御質問は無いようでございますので、議題（５）の審議に入りたいと思います。兵庫県靴下製造業についての、最低工賃の金額審議についてとなります。
まず、最低工賃改正に対する基本的な御意見ということで、家内労働者側、委託者側の順番で、最低工賃の金額提示及びその理由等について御発言をいただき、そこから審議を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
最初に、家内労働者側、委託者側それぞれ打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○家内労働者、委託者各委員
お願いします。

○今井部会長
では、それぞれで打ち合わせをお願いいたします。

（別室に移動し、家内労働者側、委託者側それぞれ打ち合わせを実施）

○今井部会長
それでは、審議を再開させていただきます。
まず、家内労働者側委員から理由とともに改正する最低工賃額の提示をお願いいたします。

○中西委員

家内労働者側の中西です。よろしくお願いいたします。

家内労働者側としては、昨年度の最低賃金をベースに考えさせていただきまして、昨年度が最賃 51 円アップをしているかと思います。

おおよそ 50 円、時給で換算した場合に 50 円近くなればなということで計算をさせていただきました。

いただいている資料 37 頁に、1時間あたりの作業量別家内労働者数ということで作業能率がありますので、こちらを参照に計算をさせていただいております。

そうしますと、リンキングの 201 以上のものにつきましては、1時間辺り4デカで、最大数の4デカで計算をさせていただきますと、プラス 12 円の 164 円になります。

200 以下につきましては、こちらが同じように4デカで取ると、少し金額的に上がってしまい過ぎるということもあったので、２デカで計算をさせていただきまして、こちらが 25 円アップの 160 円と計算をさせていただきました。

ロッソーミシンにつきましては、1時間あたりが最下限の 10 デカで計算をさせていただきますと、５円アップの 46 円という計算になっております。

オーバーミシンにつきましては対象者がいらっしゃらないということなので、今回については改定の必要がないのかなと思っております。

包装につきましては、こちらが分散をされてしまっているのですけれども、10 デカで計算をさせていただきました。そうすると、5円アップの 45 円という計算になります。

抜き返しにつきましては、こちらは4デカで計算をさせていただいて、12 円アップの 49 円。

最後の返しにつきましては、同じく4デカで計算をさせていただきまして、12 円アップの 15 円という計算でさせていただきました。

余りにも、実態数と比べて金額の乖離が大きいものにつきましては、実態数の多いところと合わさせていただいたというところもございますので、その点御了承をいただけたらと思います。

○梅野委員

最後の返しのところ、プラスいくらっておっしゃいましたか。

○中西委員

すみません、プラス 12 円ではなく、プラス５円です。

○梅野委員

プラス５円で、15 円ということですね。

○中西委員

そうですね、失礼しました。

○今井部会長

ありがとうございます。

次に、委託者側委員から理由とともに改正する最低工賃額の提示をお願いいたします。

○谷口委員

それでは、代表して谷口から開示をさせていただきます。

状況的には、一つ一つの個別の理由というよりは、今の靴下の業界というか、これは日本の産業界全てそうだと思うのですけれども、人件費の高騰それから様々なコスト高がここ最近急激に進んでいます。

そのような中で、当然その人件費の高騰というのは、やはりこの最低工賃にもある程度一定の効果というか、その辺りを反映させる必要があるのだろうと思うのですけれど、その他のコストのアップも、かなり各事業所さんにとっての負担が大きくなっています。

例えば、家内労働で仕事をお願いしている方々のところに、靴下を持ち込み、出来上がった製品、靴下をまた回収するための運送のコストももちろん必要になってきます。

その辺りのコストというのは、やはり皆さん御承知の通り、燃料費も上がっていますから、そしてまた、その配送に携わる方々の人件費も上がっております。

それから、こういう事を言うと語弊があるかもしれませんが、やはりその家内労働に携わっている方々が、経験が長い方であればその分年齢も皆さん上がっていますし、実際にこの本日の資料の中でも大部分の方々が60歳以上の方ということで、やはり、年齢がどんどん高齢になると、その分、経験値という部分で上がっている部分もある一方で、目も段々視力も弱くなるというか、今までであれば充分出来たことが、少し出来が荒くなって、最終的に会社に製品が戻ってきた時の検品の中で、ロスの発生率が少し高くなってくる。どうしても、年齢とともにそういう部分は発生するということで、中々その工賃を上げるにも、状況的に非常に厳しい部分があるということでございます。

そういう総合的な状況の中で、委託者側からの工賃を申し上げますと、まず、リンキングミシンにつきましては、針目数が201以上のものにつきましては、現行152円のところ、こちらについては、現行の調査の結果との乖離もあり、一方で色々なコストが上がっていますので、今の実態調査の額まで上げるのも中々しんどいです。色々なコストのアップの分も含めまして、こちらについては今の現行の最低工賃よりプラス５円の157円。

それから、リンキングミシンの針目数の200以下のもの。こちらについても、同様にプラス５円で、現行135円のところ、プラス５円の140円。

それから、ロッソーミシンについては、こちらについては、現行通り 41 円で留めたい。

それから、オーバーミシンについては、先程、家内労働者側からの御意見もございました通りで、現行家内労働でお願いをしている方はいらっしゃいませんので、今回については工賃の検討はしておりません。

それから、包装、抜き返し、返しのこちらの工賃についても、中々上げるのは難しいということで、現行の最低工賃である 40 円、37 円、10 円をそのまま維持したいということでございます。

なにせ、靴下の最低工賃については、平成 13 年に改定をしてから、もう今 20 年以上経っているということになりますので、業界としては厳しい状況ですが、やはり、家内労働で御協力をいただいている方に、ある程度その分工賃の引き上げをしてあげたいところは充分認識はしています。

ただやはり、会社の経営があっての、皆さんへのお仕事の委託という事がありますので、その辺りについては皆さんには御認識をいただければと思います。私からの提示としましては以上でございます。

○今井部会長

ありがとうございます。家内労働者側、委託者側の双方から、改正する最低工賃の金額提示と、そのお考えをお聞きいたしました。

家内労働者側から、昨年の最低賃金アップをベースに考えながら、

リンキングかがり 201 以上については、12 円引き上げの 164 円。

リンキングかがり 200 以下については、25 円引き上げの 160 円。

ロッソーミシンかがりについては、５円引き上げの 46 円。

オーバーミシンかがリについては、変更なし。

包装については、５円引き上げの 45 円。

抜き返しについては、12 円引き上げの 49 円。

返しについては、５円引き上げの 15 円

という御提示をいただきました。

委託者側からは、靴下業界というより、日本産業界全てに問題となっている、人件費の高騰やその他のコスト高による事業者負担や家内労働に従事している方の高齢化等を含めた色んな諸事情を総合考慮いたしまして御提示された金額が、

リンキングかがり 201 以上が、５円引き上げの 157 円。

リンキングかがり 200 以下が、５円引き上げの 140 円。

ロッソーミシンかがりは、変更なし。

オーバーミシンかがりも、変更なし。

あと、包装、抜き返し、返しの三つも変更なし。

という御提示をいただきました。

家内労働者側、委託者側双方の基本的な提示額をお聞きしたところですが、金額に

開きがございますので、これからその金額を詰めていきたいと思います。
　最初に公益側と委託者側とでお話をさせていただき、その後に、公益側と家内労働者側とでお話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（別室に移動し、公・委託者会議、公・家労者会議、家労者・委託者会議を実施）

〇今井部会長
　それでは、審議の結果がどうなりましたか教えていただけますでしょうか。

〇谷口委員
　それでは、委託者側の谷口が代表して、家内労働者側の委員さんとお話をした上で合意出来ましたので、結果について御報告を申し上げます。色々とお互いにお話をさせていただいた上で、結論だけ申し上げます。
　まず、リンキングミシンの針目数 201 以上のものを、現行 152 円のところをプラス７円の 159 円。針目数 200 以下の物については、現行 135 円のところを、こちらもプラス７円で 142 円。ロッソーミシンによるかがりにつきましては、これについては現行通りの 41 円のまま据え置き。オーバーミシンによるかがりにつきましては、現行家内労働者がいらっしゃいませんので、こちらについては廃止。包装につきましては、現行 40 円のところを１円上乗せで 41 円。抜き返しにつきましても、現行 37 円のところ、こちらについても１円上乗せで 38 円。返しについては、こちらも現行 10 円のところを１円上乗せで 11 円。このような結論に至りましたので御報告申し上げます。以上でございます。

〇今井部会長
　ありがとうございます。審議の結果、家内労働者側、委託者側双方の意見が一致したと考えますので、本専門部会として金額改正の意見をまとめさせていただきたいと思います。
　先程、谷口委員からお話いただいたとおりですが、改めて申し上げますと、
　リンキングかがり 201 以上が、７円引き上げの 159 円。
　リンキングかがり 200 以下が、７円引き上げの 142 円。
　ロッソーミシンかがりが、現行通り 141 円のまま。
　オーバーミシンかがりは、廃止。
　包装については、１円引き上げで 41 円。
　抜き返しについても、１円引き上げで 38 円。
　返しについては、１円引き上げで 11 円
となりました。
　以上のとおり、本専門部会での金額改正について結論が出たようですので、報告、答申の手続きに入りたいと思います。

最低工賃の金額審議の結果につきましては、兵庫地方労働審議会運営規程の第10条において、「最低工賃専門部会」がその所掌事務について議決をした時は、当該議決をもって審議会の議決とする事を規定しております。
全会一致で、改正金額の合意をいただいた場合は、その内容で、事務局に部会報告（案）及び答申文（案）を作成してもらい、答申を行なうことといたします。
では、まず全会一致である事についての確認を行います。
それでは、兵庫県靴下製造業の、最低工賃の改正内容について繰り返しにはなりますが、
リンキングかがり201以上が159円、７円引き上げ。
リンキングかがり200以下が142円、７円引き上げ。
ロッソーミシンかがりは、現行どおりで変更なし。
オーバーミシンかがりは、廃止。
包装については41円、１円引き上げ。
抜き返しについては38円、１円引き上げ。
返しについては11円、１円引き上げとなります。
このようにする事で、御異議ございませんでしょうか。

○各委員
（異議なし）

○今井部会長
ありがとうございます。では、全会一致ということで確認をさせていただきましたので、改正した最低工賃の効力発生日について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○安積賃金室長
では、お手元にお配りしております配布資料の一番最後の頁、57頁を御覧下さい。
ここに、効力発生予定日の一覧表がございます。本日答申していただくところとなりますと、この表のアンダーラインを付しているところのとおり、発効予定日が最短で７月17日木曜日となります。異議申出の状況や、公示の関係で遅れることもあるようですので、この日以降での発効になると思われます。

○今井部会長
ありがとうございます。事務局から説明がありましたが、本日の答申となると発効日は、７月17日以降となるようです。皆さん、宜しいでしょうか。

○各委員
（異議なし）

○今井部会長
　ありがとうございます。
　では、最低工賃の改正額について、出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、兵庫県靴下製造業の最低工賃の改正内容について、繰り返しになりますが、
　リンキングかがり 201 以上が 159 円、７円引き上げ。
　リンキングかがり 200 以下が 142 円、７円引き上げ。
　ロッソーミシンかがりは、現行 41 円のまま。
　オーバーミシンかがりは、廃止。
　包装は 41 円、１円引き上げ。
　抜き返しは 38 円、１円引き上げ。
　返しは 11 円、１円引き上げ。
とすることを確認いたしました。
　では、事務局においてこの内容で専門部会の報告文案及び答申文案の作成をお願いいたします。

○安積賃金室長
　それでは、準備をいたしますので、しばらくお待ち下さい。

（事務局作成の報告文案を部会長が確認後、各委員に配布。）

○今井部会長
　では、報告文案から確認をしたいと思いますので、事務局において報告文案を読み上げて下さい。

○安積賃金室長
　はい。では、お手元にお配りしました、報告書案を御覧いただきたいと思います。

令和７年５月９日

兵庫地方労働審議会
会長　松尾　俊彦　殿

兵庫地方労働審議会
兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会
部会長　今井　陽子

兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

　本専門部会は、令和７年２月 18 日兵庫地方労働審議会において付託された、兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙の通りの結論に達したので報告する。

1　適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンキングミシン、ロッソーミシンによるかがり、包装(足合わせ、ソクパス付け、転写、口巻付け、シール貼り、袋入れ又は箱詰めの作業のうち、３以上の作業を併せて行なう者に限る。)、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者。

２　適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者。

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下１デカ(10 足)につき、右欄に掲げる金額

４　効力発生の日　法定どおり

業　　務	規　　格	金　額
リンキングミシンによるかがり	針目数が２００以下のもの	１４２円
	針目数が２０１以上のもの	１５９円
ロッソーミシンによるかがり		４１円
包　　装		４１円
抜き返し		３８円
返　　し		１１円

以上となります。

なお、この表の、針目数の並び方を、少し今回変えさせていただいております。他府県の最低工賃の表を見ますと、目数が少ないものを上にしておりましたので、統一して作り直させていただきました。しかし、業務毎の金額に変わりはございませんのでご了承をお願いいたします。

○今井部会長

ありがとうございました。ただいま、読み上げていただいた、報告文案の内容でよ

ろしいでしょうか。

○中西委員
　今回、オーバーミシンによるかがりを廃止でということですが、そのことはここには書かないで良いのですか。

○安積賃金室長
　はい。オーバーミシンによるかがりは表から抜くことになります。

○中西委員
　分かりました。

○今井部会長
　他に、特に御意見とかございませんでしょうか。

○各委員
（特になし）

○今井部会長
　それでは、この報告文案から案を消したものを、正式な報告文とさせていただきます。
　続いて、今回は全会一致での議決となりますので、局長あての答申を行います。
　事務局は、答申の準備をお願いいたします。

○安積賃金室長
　準備をいたしますので、しばらくお待ち下さい。

（事務局作成の答申文案を部会長が確認後、各委員に配布。）

○今井部会長
　それでは、事務局の方で答申文案を読み上げて下さい。

○安積賃金室長
　はい。では、読み上げさせていただきます。

令和７年５月９日

兵庫労働局長
　　赤松　俊彦　殿

兵庫地方労働審議会

会長　松尾　俊彦

兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定について(答申)

本審議会は、令和７年２月 18 日付け兵労発基 0218 第１号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設け慎重に審議を重ねたところ別紙の通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった専門部会委員の氏名は次の通りである。

（専門部会委員氏名読み上げ省略）

兵庫県靴下製造業最低工賃を次のとおり改正決定する事。

以下、報告書別紙と同様となります。

〇今井部会長

ただ今読み上げていただいた、答申文案の内容でよろしいでしょうか。

〇各委員

（異議なし）

〇今井部会長

ありがとうございます。

それでは、答申文案から、案を削除した正式な答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申する事といたします。

本日は、労働基準部長に答申文をお渡しする事としますので、事務局は準備をお願いいたします。

（事務局、答申文を作成し、部会長より労働基準部長に答申文を手交。）

〇今井部会長

ありがとうございます。そうしましたら、引き続いて議題（５）その他についてですが、事務局から何か御説明等ありますでしょうか。

〇安積賃金室長

本日の兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定の経過に関しましては、今年の秋に開催されます兵庫地方労働審議会の場において、先程御確認いただきました報告文をもって、当部会長から本審会長にご報告いただくこととなります。

また、本日の答申内容に対する異議申出の手続きにつきましては、労働局の掲示板に本日中に公示させていただきます。この異議申出期間は、公示の翌日から 15 日以内となっておりまして、先程御説明させていただきました資料の最後の効力発生予定日の一覧表のとおり、５月 26 日がその締切期限となります。

異議申出がなされた場合は、家内労働法第９条第３項の規定によりまして、労働局

長は審議会に意見を求めなければならないとされていますので、次の地方労働審議会本審で御審議いただくこととなります。
　異議申出がない場合は、速やかに官報公示手続きを行いまして、官報公示後30日を経過した段階で、改正された最低工賃の法定発効となります。そのため、先程御説明させていただきましたとおり、発効日は7月下旬となる見込みとなります。
　発効となりましたら、事務局におきまして関係機関、関係団体等に速やかに改正周知を行なっていく予定としております。以上です。

○今井部会長
　ありがとうございました。その他、事務局から何かございますか。

○岡本部長
　それでは、審議の終了にあたりまして御挨拶させていただきます。
　各委員の皆様方には、本当に大変お忙しい中本会議に御出席いただき、又、本当に熱心な御諮問をいただきましてありがとうございました。
　最低工賃につきましては、靴下につきましては平成13年以来ということになります。他に兵庫県ではあと四つの工賃がございますけれども、こちらにつきましても10数年来、工賃の改定というようなことが無かったということもありまして、私ども事務局といたしましても、充分なノウハウを引き継いでおらず、各委員の皆様方には、御迷惑をお掛けしたことと思いますけれども、どうぞ御容赦いただければと思います。
　ただ今、御審議いただきましたこの公示につきましては、先程賃金室長の方からも申し上げましたとおり、法令の手続きに則りまして、7月17日以降の出来るだけ早いうちに、厚生労働本省とも協議しながら発効を目指して参りたいと思います。
　また、発効の暁には、この工賃の周知というのは非常に重要となってきますので、県内ハローワーク、監督署、労働局を挙げて周知に努めて参りたいと思います。また、周知にあたりましては、委託者委員の皆様方のお力添えが非常に重要かと思いますので、是非、委託者の皆様の御協力をいただきながら、円滑に周知を努めて参りたいと思います。そしてまた、円滑な施行を図って参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
　本日は、御審議本当にありがとうございました。

○今井部会長
　ありがとうございました。これをもちまして兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会の審議は終了となります。
　委員の皆様方には、20年以上ぶりとなるこの最低工賃の改正審議に御出席いただき、また、円滑な審議に御協力いただき誠に有難うございました。
　その結果、無事に、結審に至る事が出来ました。
　この場をお借りして、お礼を申し上げます。

それでは、これをもちまして、兵庫県地方労働審議会兵庫県靴下製造業最低工賃専門部会は終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

今井　陽子

中西　織絵

谷口　幸史